

暫定ケアプラン作成フローチャート

(例1) 要介護1の暫定ケアプランを作成 → 認定結果 要介護2

【本資料の略語】

- ・居宅事業所（居宅介護支援事業所）
- ・予防事業所（介護予防支援事業所）
- ・居宅届出（居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書）
- ・軽度者の福祉用具貸与（軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付）

サービス利用継続

(ケアプランの期間 令和6年4月1日～令和7年9月30日)

要介護1

有効期間 R5. 9. 1～R6. 3. 31

令和6年

3/29

4/1

要介護2

有効期間 R6. 4. 1～R7. 3. 31

4/10

4/12

更新申請書
提出

認定更新

認定日

契約・重要事項説明
アセスメント★契約を予防事業所
と交わす★居宅事業所が暫定ケア
プランの原案を作成す
る

サービス担当者会議

暫定ケアプランの同意・交付

★居宅事業所が一連の業務を行う（サービ
ス担当者会議は両方の参加が望ましい）★万が一支援認定となった場合は、契約済
みの予防事業所が受け持つことを周知★軽度者の福祉用具貸与を行う場合は、暫
定ケアプランその他書類をそろえて届出
する

本ケアプランの同意・交付

★居宅事業所が本ケアプランの作成・同意・
交付を行う（本ケアプラン作成にかかる一
連の業務は省略できる）★本ケアプランのサービス利用期間は暫定プ
ランと同じ

★本ケアプランの同意日は4/12

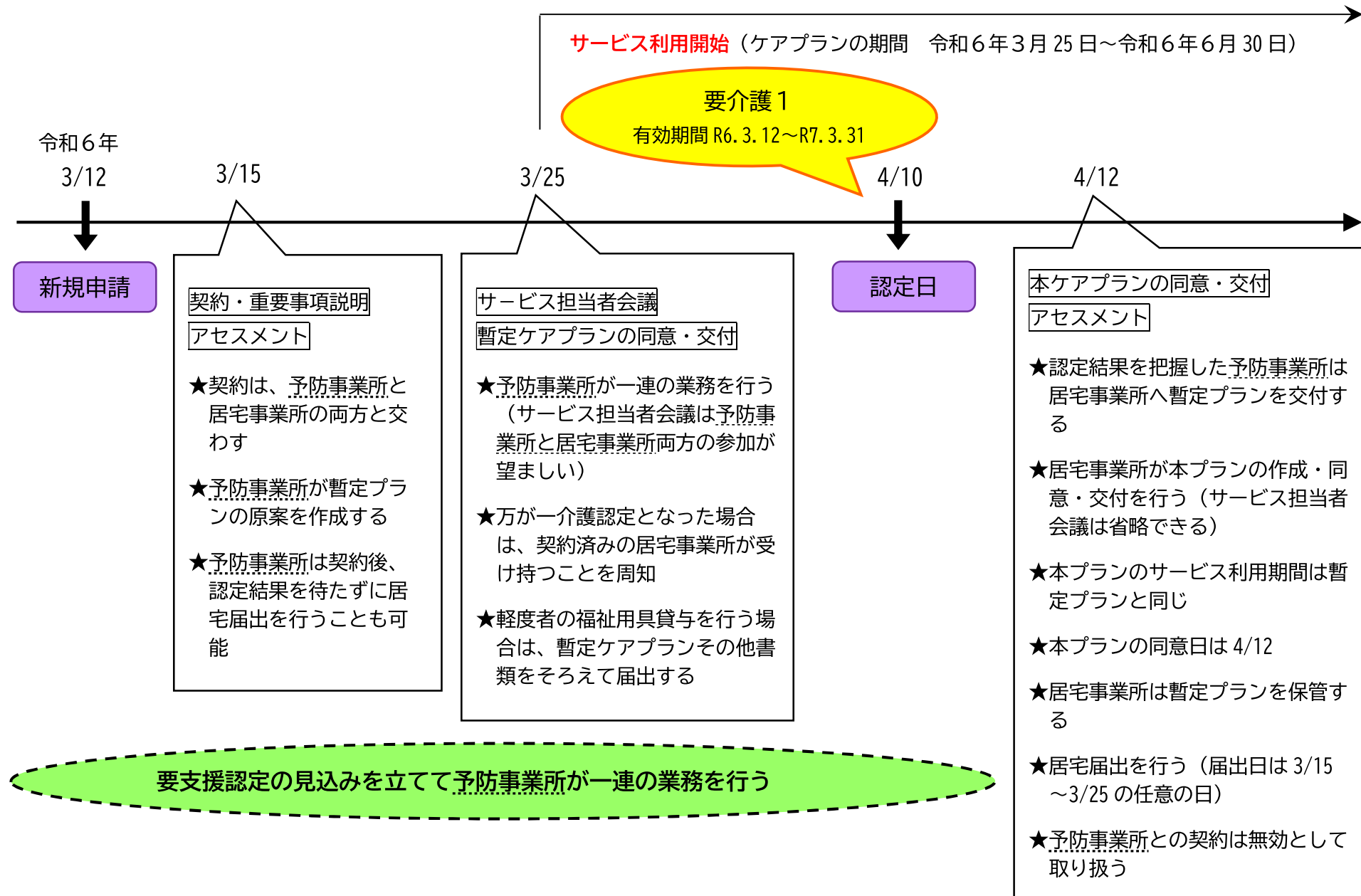
★暫定ケアプランを保管する

★予防事業所との契約は無効として取り扱う

要介護認定の見込みを立てて居宅事業所が一連の業務を行う

注：「軽微な変更」の参考資料
R3. 3. 31 厚労省通知『居宅介護支援等に係る書類・事務手
続や業務負担等の取扱いについて』

(例2) 要支援の暫定ケアプランを作成 → 認定結果 要介護



(例3) 要介護の暫定ケアプランを作成 → 認定結果 要支援

